

令和7年度 リユース食器普及啓発事業実施計画

1 目的

川崎市では、平成28年3月に策定した新たな川崎市一般廃棄物処理基本計画（ごみ減量 未来へつなげる エコ暮らしプラン）において、環境教育・環境学習の推進に向けた施策の一環として、リユース食器やマイボトルの利用促進が具体的な取組として位置付けられている。

リユース食器を使用することで大量に廃棄される使い捨て容器を削減し、ごみの減量やCO₂の削減などに向け、飲食を伴う地域のイベント等の主催団体に対し、リユース食器の利用を促進することを目的として実施する。

2 対象要件

市が支援するイベント等の範囲は、川崎市内において開催する飲食を伴うイベントで、次の各項に定めるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 営利を目的とするイベントではないこと。
- (2) 市が関与しているイベントであること。
- (3) 毎年開催が見込まれるイベントであること。
- (4) 来場者数が1,000人以上見込まれるイベントであること。
- (5) 今後も継続的にリユース食器の使用が見込まれるイベントであること。
- (6) リユース食器の使用に関して、出店者や来場者の理解と協力が十分に得られること。
- (7) リユース食器を使用することにより、イベントで発生するごみ（使い捨て食器）の削減が図られること。
- (8) 過去に市からのリユース食器の貸出等の支援を受けたことがないイベントであること。

※ただし、学校によるイベント及び特に市が認めるイベントに関しては、これとは別に、主催団体と協議の上、支援の可否を決定する。

3 使用条件

リユース食器の使用促進の趣旨や、安全衛生上の管理を踏まえ、主催団体及び出店者に対して、次の使用条件を付す。

- (1) リユース食器を使用しているイベントであることを広報すること。
- (2) 回収率を上げるため、デポジット制の導入など、各種方策を講じること。
- (3) リユース食器を衛生的に管理・使用すること。
- (4) イベント中にリユース食器を洗浄して改めて使用する場合は、管轄の地域みまもり支援センターと事前に協議すること。
- (5) 次回以降は、イベント関係者自らがリユース食器を調達すること。
- (6) アンケート調査に協力すること。
- (7) イベント終了後は、速やかに「リユース食器使用結果報告書」（様式2）を減量推進課へ提出すること。
- (8) その他、詳細については別に定める。

4 申請方法

支援を受けようとする者（主催団体）は、イベント開催日を起算日として30日前までに、次の書類を減量推進課へ提出すること。

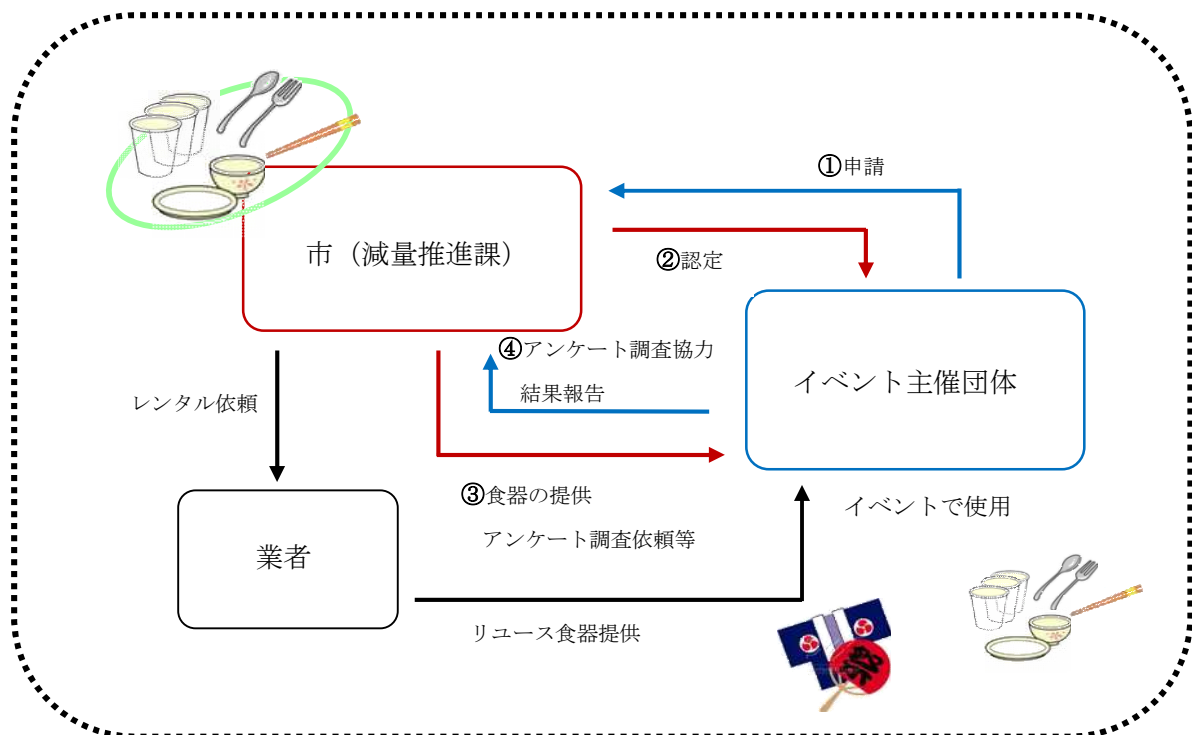
- (1) リユース食器使用申請書（様式1）
- (2) イベント企画書（プログラム）
- (3) 団体の定款又は規約等

※定款又は規約等とは、団体の代表者、事務局、組織の運営に係る規定を定めた規則等である。

5 支援の決定

支援の決定に当たっては、対象要件を満たすとともに、リユース食器の使用促進の趣旨に沿うイベントであるかを判断し、決定・通知する。

6 支援の流れ



7 支援体制

イベントでのリユース食器の使用及びアンケート調査が円滑に行われるよう、次の事項について職員が支援する。

- (1) リユース食器の手配
- (2) 広報物の貸出（のぼり旗・案内表示・ポスター等）
- (3) アンケート調査票の配布・回収
- (4) その他、必要な支援

8 アンケート調査の実施

今後の取組の参考とするため、出店者及び来場者を対象にアンケート調査を実施し、リユース食器の認知度をはじめ、使い勝手やニーズ等を把握する。